

再犯防止施策の現状

再犯防止に向けたこれまでの取組

平成16年末から平成17年にかけて、重大再犯事件が立て続けに発生

→ 出所者等の再犯防止は、政府全体の課題であるという認識

・
・

平成22年12月 犯罪対策閣僚会議に「再犯防止対策ワーキングチーム」(議長:内閣官房副長官)が設置

平成24年 7月 犯罪対策閣僚会議で「再犯防止に向けた総合対策」が決定

再犯防止対策の具体的な数値目標が初めて示されるとともに、政府全体として取り組むべき4つの重点施策が盛り込まれた。

平成25年12月 「世界一安全な日本」創造戦略が閣議決定される。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に、「世界一安全な国、日本」を創り上げることを目指したもので、その柱の1つとして再犯防止対策が位置付けられた。

平成26年12月 犯罪対策閣僚会議で宣言「犯罪に戻らない・戻さない」が決定

犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること(RE-ENTRY)が自然にできる社会にすることを目指し、刑務所出所者等の「仕事」と「居場所」の確保に向けた具体策と数値目標が掲げられた。

平成27年12月 安倍内閣総理大臣が、更生保護施設(両全会)、女子刑務所(栃木)を視察



平成28年 7月 犯罪対策閣僚会議で「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」が決定

立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の多くが、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる現状を踏まえ、こうした者の立ち直りに向けた“息の長い”支援に関する施策を決定した。

再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）

【数値目標】平成33年までに出所後2年以内再入率を20%以上減少させる

1 対象者の特性に応じた指導・支援の強化

少年、高齢者・障害者、女性、薬物依存者、性犯罪者、暴力団関係者等それぞれの特性に応じた指導・支援



2 社会における「居場所」と「出番」の創出

犯罪や非行から立ち直り、責任ある社会の一員として生活していくために必要な仕事と住居の確保



3 再犯の実態の調査・研究，効果的な対策の検討・実施

- ・再犯の実態や対策の有効性に関する総合的な調査研究の実施
- ・施策の効果的な推進等のための情報連携体制の構築

4 国民に理解され，支えられた社会復帰の実現

- ・“社会を明るくする運動”を始めとする広報啓発活動の充実
- ・保護司制度の基盤整備と充実・強化

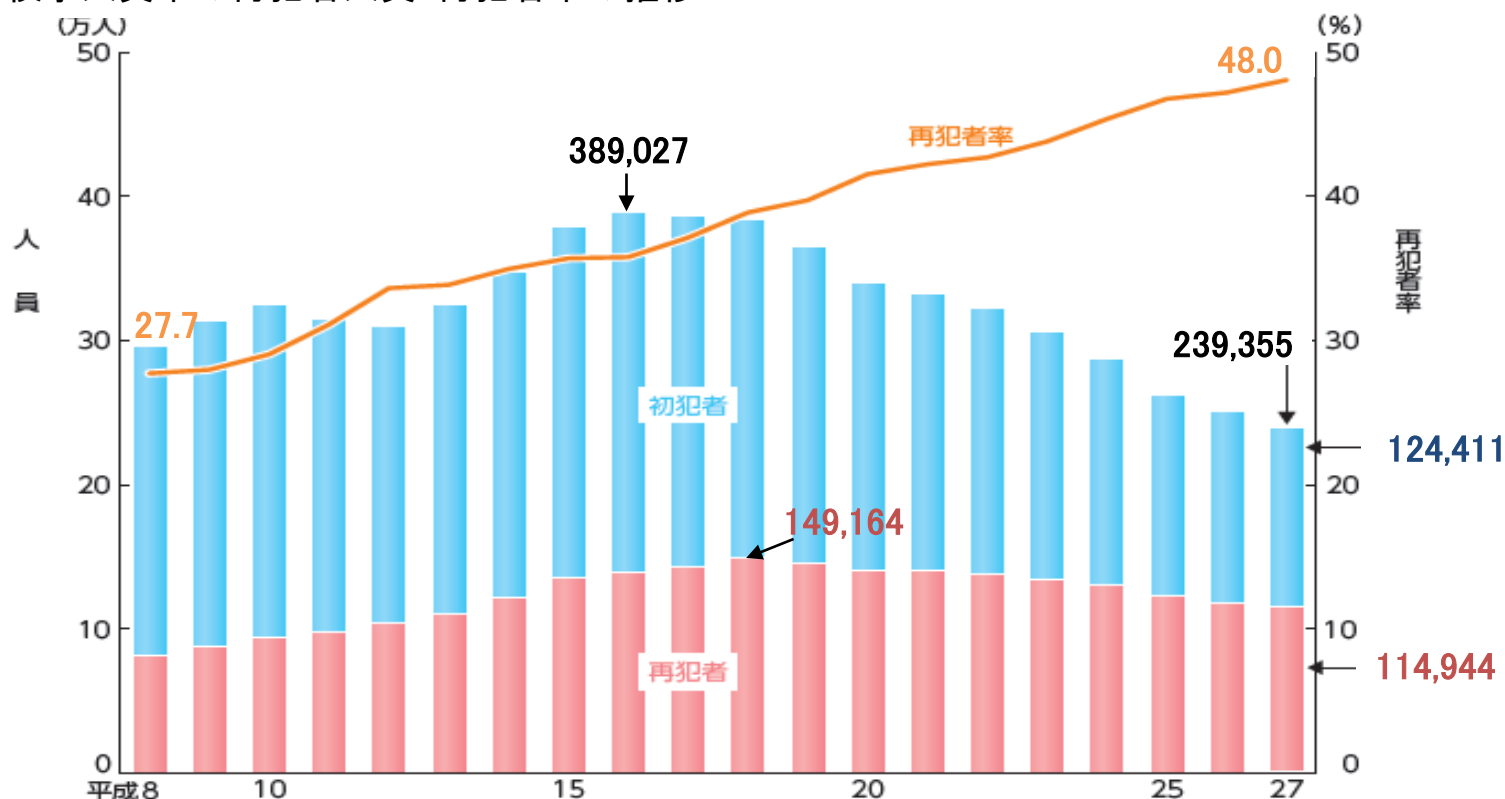


再犯の現状と課題

刑法犯により検挙された者の数は、ピーク時の平成16年に比べ、約15万人減少(約39万人→約24万人)
 再犯者の数は、ピーク時の平成18年に比べ、約3.4万人減少(約14.9万人→約11.5万人)

➡ 初犯者が大幅に減少しているのに対し、再犯者の減少は小幅にとどまっているため、
 検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)は増加している

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

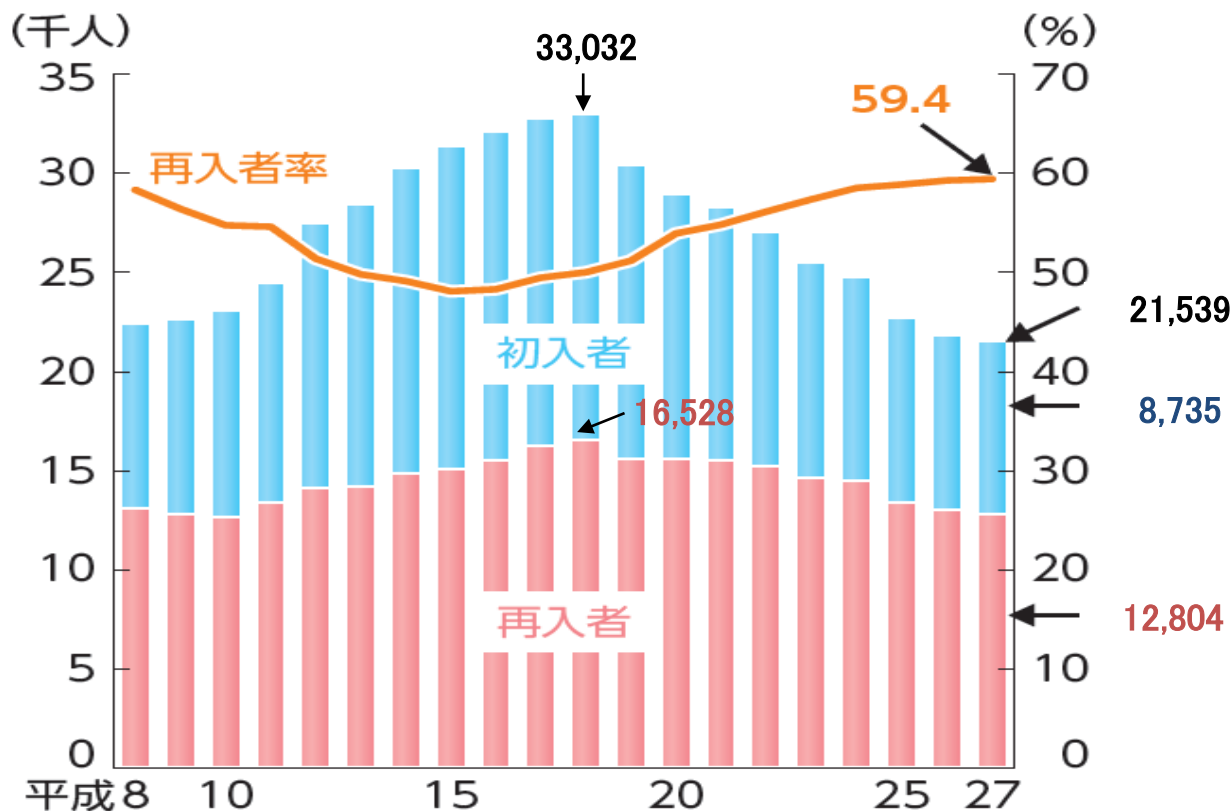


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

入所受刑者の数は、ピーク時の平成18年に比べ、約1.1万人減少(約3.3万人→約2.2万人)
 再入者の数は、ピーク時の平成18年に比べ、約4千人減少(約1.7万人→約1.3万人)

➡ 初入者が大幅に減少しているのに対し、再入者の減少は小幅にとどまっているため、入所受刑者に占める再入者の割合(再入者率)は増加している

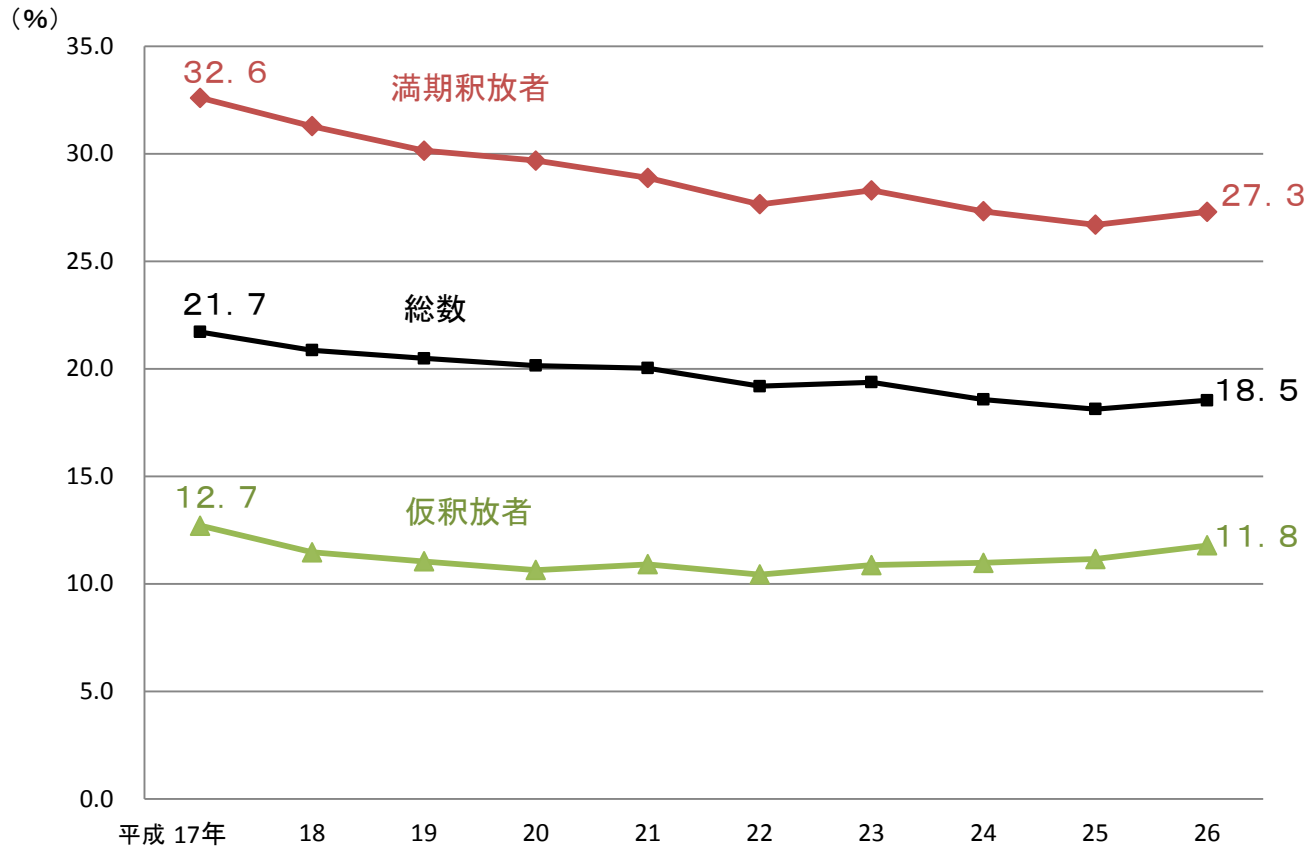
入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移



注 矯正統計年報による

- ◇出所受刑者の2年以内再入率は、減少傾向
- ◇満期釈放者の再入率は、仮釈放者の2倍以上と高い水準
- ◇仮釈放者の再入率は、近年、微増

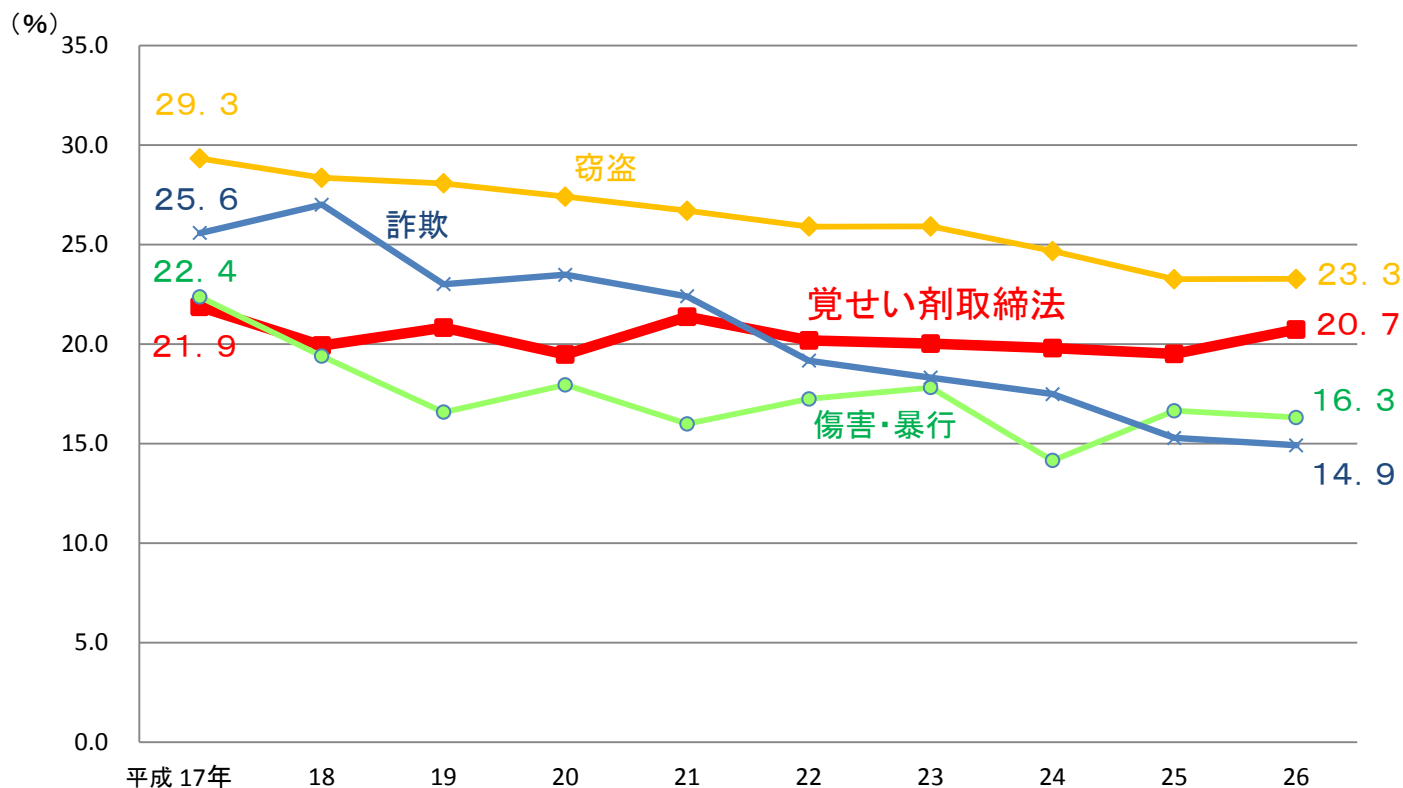
出所事由別2年以内再入率の推移



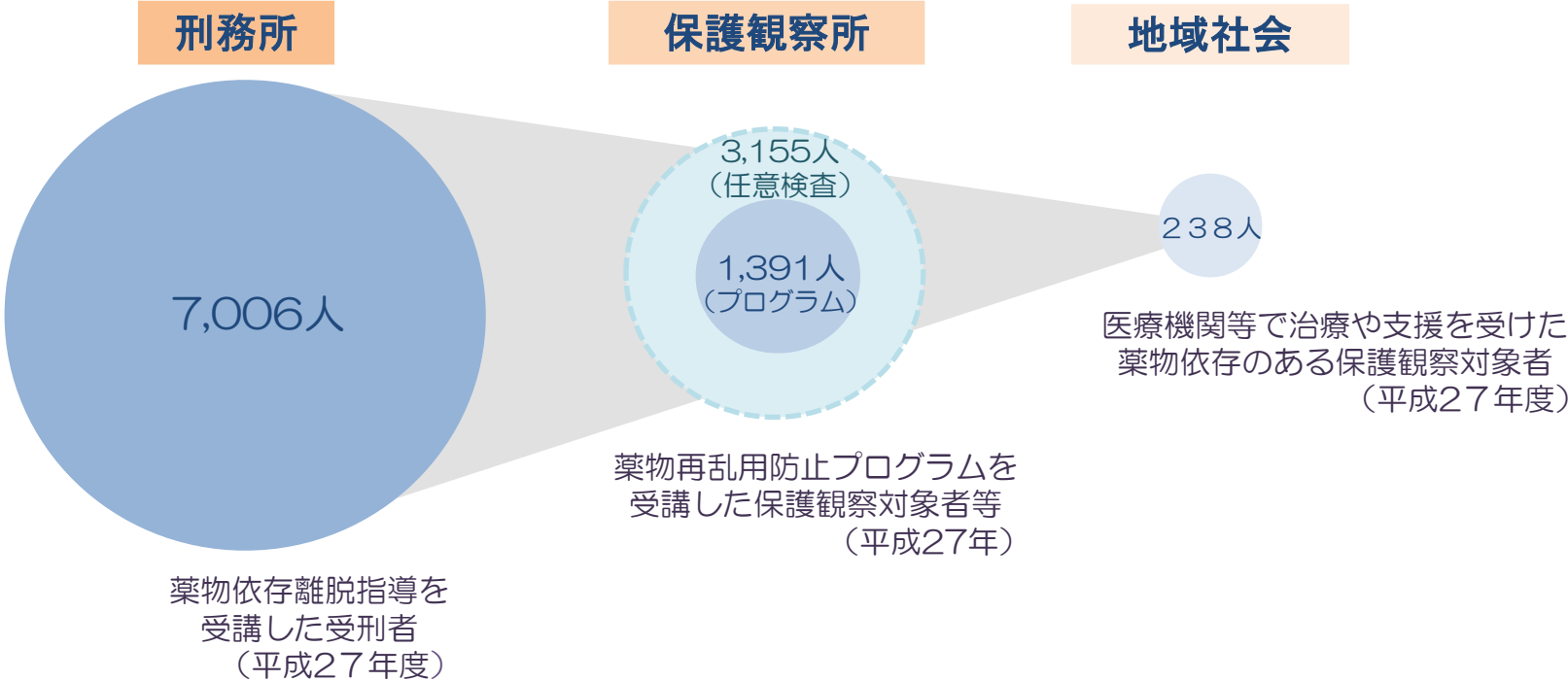
◇窃盗と詐欺は、大きく減少

◇覚せい剤取締法違反は、平成26年に増加。全体として横ばいで推移

罪名別2年以内再入率の推移

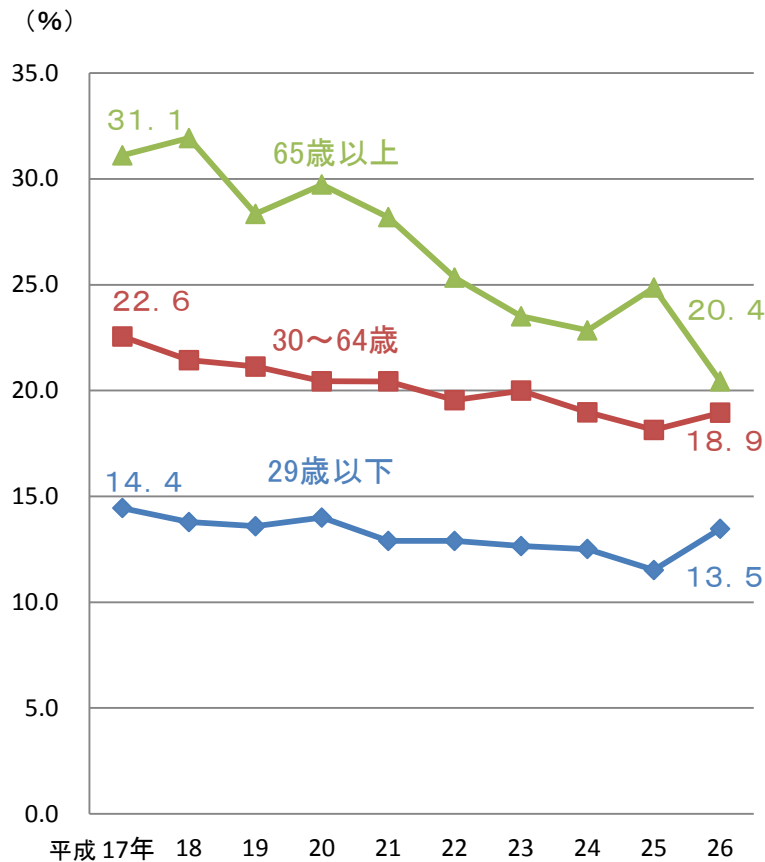


薬物依存者の再犯を防止する上で、刑務所・保護観察所・地域社会の各段階で、
一貫した支援を行うことが課題

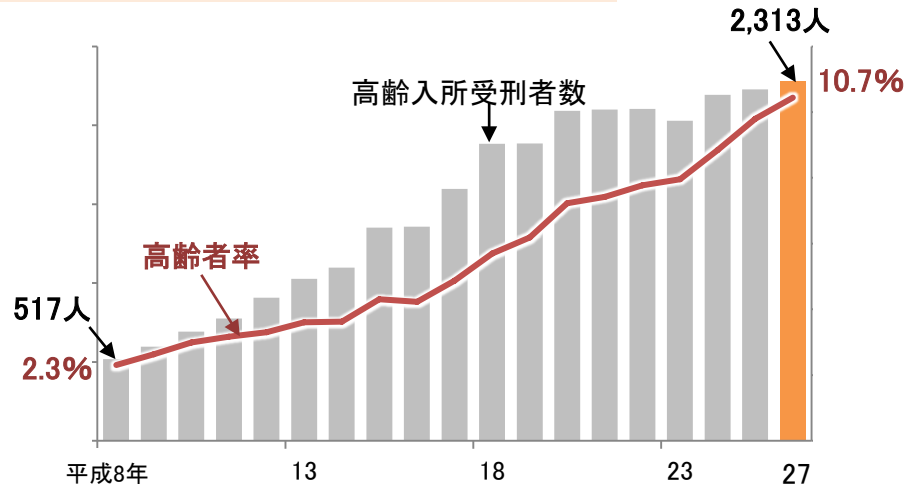


- ◇65歳以上の高齢者の2年以内再入率は、大きく減少
- ◇受刑者の高齢化は急速に進展
- ◇高齢・障害等により、福祉的支援を必要とする者は更に増加

年齢別2年以内再入率の推移

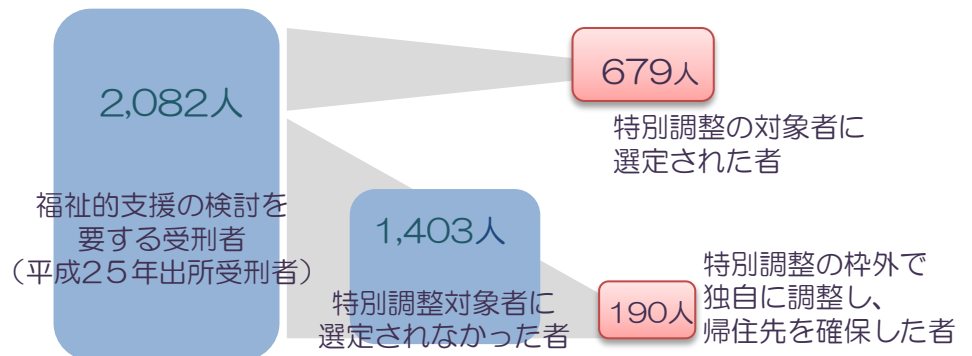


高齢入所受刑者数・高齢者率の推移

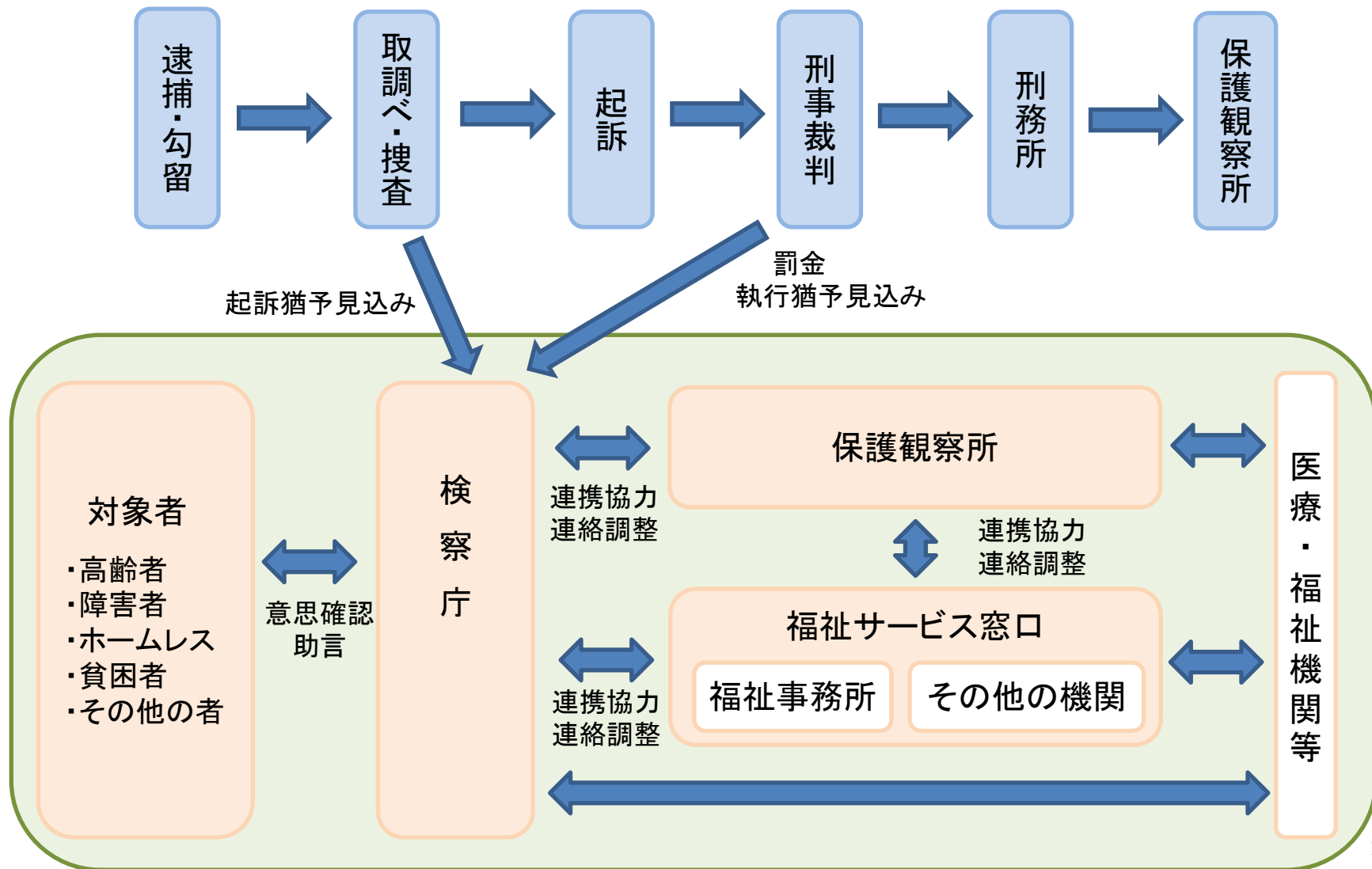


特別調整の実施状況

※高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について地域生活定着支援センターと矯正施設、保護観察所とが連携し、出所後速やかに福祉サービス等につなぐ取組

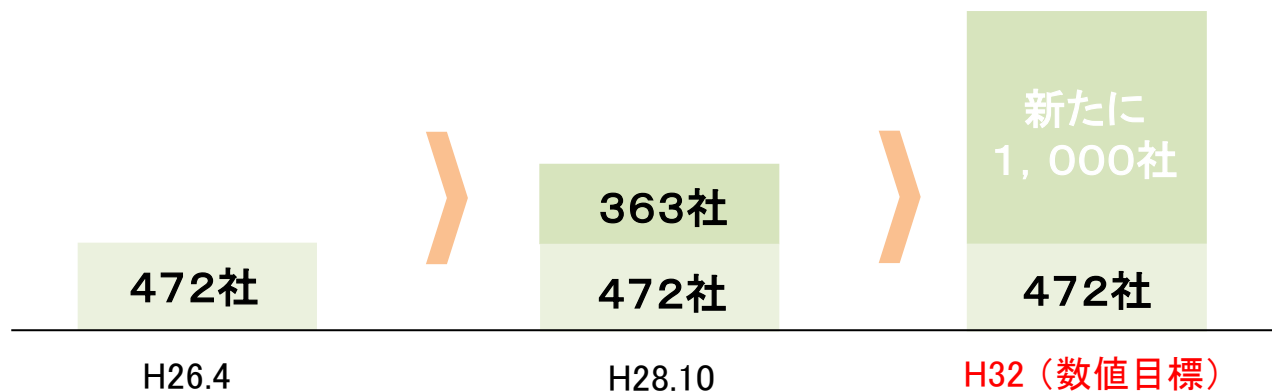


現在、検察庁において、保護観察所や福祉サービス窓口等と連携して、
起訴猶予となる者等のうち高齢・障害等の問題を抱える者に対し、
保健医療・福祉サービスが受けられるよう支援する取組(入口支援)が始まっている

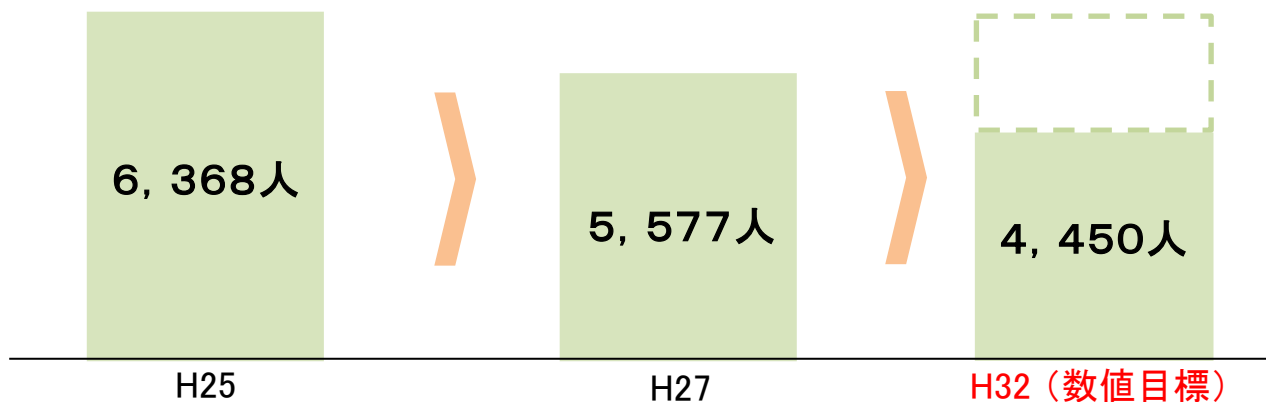


また、刑務所出所者等の再犯を防止する上で大きなカギとなる「仕事」と「居場所」の確保についても、更に取り組を充実させることが課題

刑務所出所者等を雇用する協力雇用主の数

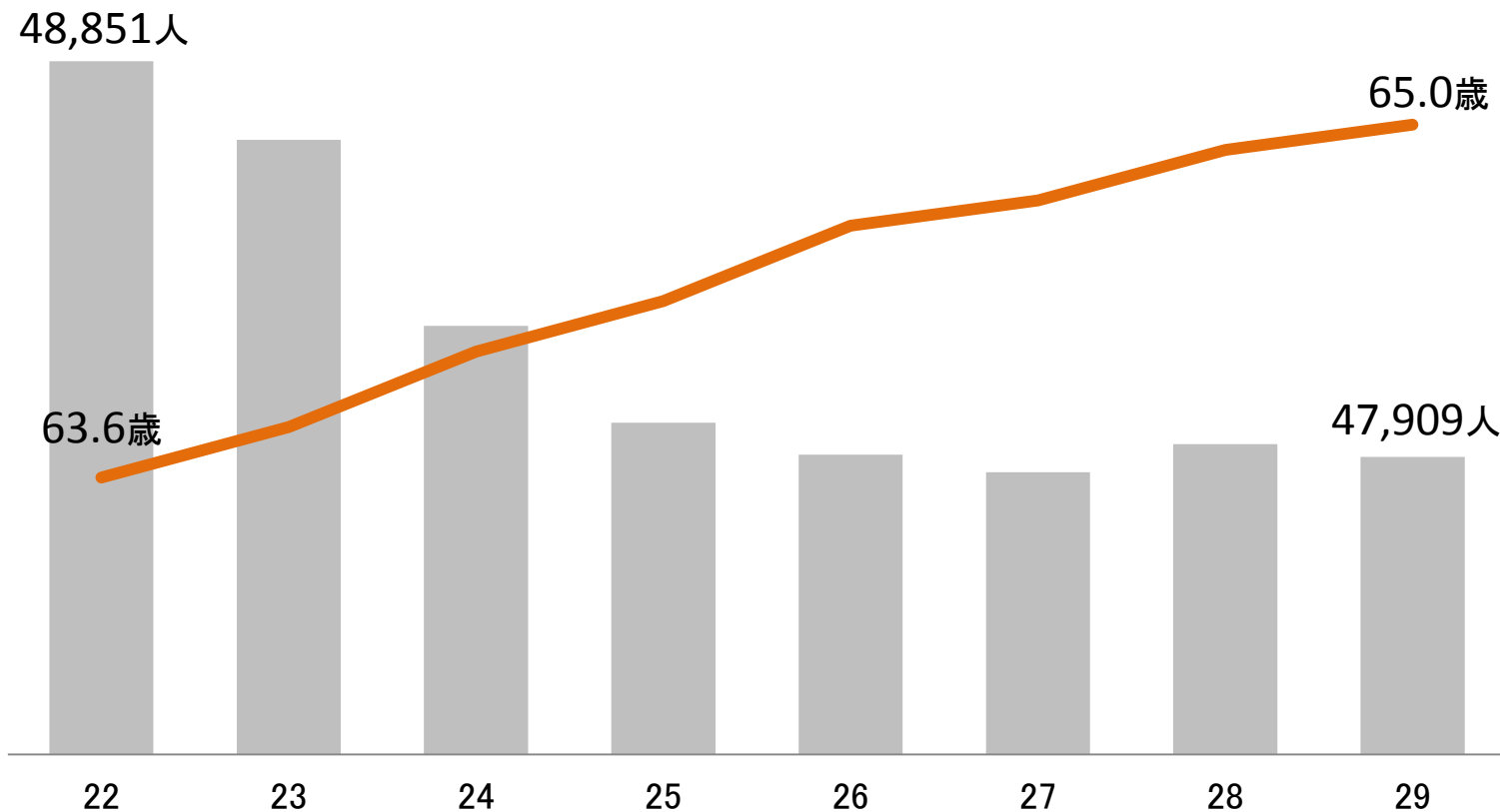


帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数



刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援の実現に向けて、
民間協力者の活動の促進を図るための基盤を整備することが課題

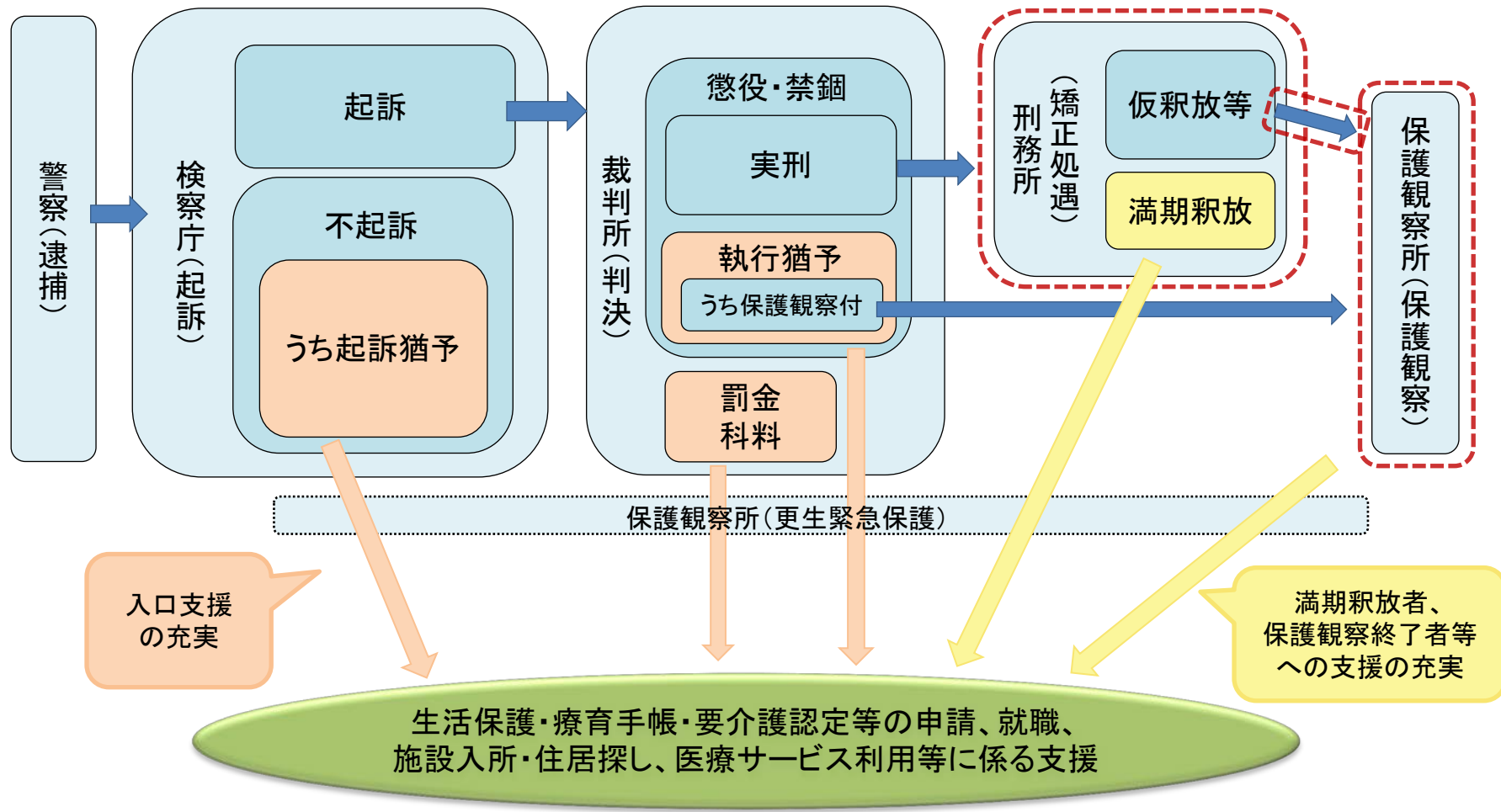
刑務所出所者等への指導・支援を行う保護司の人員・平均年齢の推移



再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月)を 踏まえた新たな再犯防止対策

今後は、矯正施設における処遇及び保護観察の充実強化策にとどまらず、起訴猶予となる者、罰金や執行猶予となる者、満期釈放者等に対する福祉・医療的支援を含め、刑事司法の入口から出口までのあらゆる段階を通じた切れ目のない指導・支援の強化策を講ずる

【刑事司法手続の概略】



これまでの再犯防止施策は、民間の力を取り入れながら、国が中心となって推進してきたが、
今後は、国民の理解を土台とし、国・地方・民間とがこれまで以上に連携しながら、
総合的に施策を推進していく

